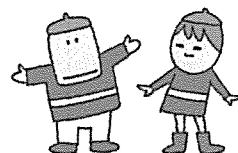


晩春の涼しさと初夏の日差しが入り混じる天気の中、150名を超える皆様が傍聴に駆けつけてくださいました。今回、初めて参加された方も多く、心強い限りです。

◆ 裁判の内容

今回の口頭弁論では原告側から成嶋隆氏（獨協大学教授・日本教育法学会会長）による意見書が提出されました。この意見書は「民族学校と民族団体あるいは祖国との関係をどう考えるか」という教育法分野の新しい論点に応答するものです。論点出現の背景には「朝鮮学校は朝鮮総連及び朝鮮民主主義人民共和国の不当な支配の下にあり、支出した資金が適正に使われる保障がないため、就学支援金を適用できない」という被告である日本国政府の主張があります。



◆ 意見書の概要

意見書には、その歴史的特殊性に鑑みて、在日朝鮮人には日本人に保障される教育権と同様に民族教育権が保障されるべきであることが、国際人権条約などを論拠にしつつ明記されています。また、意見書の核心部である「民族学校と民族団体あるいは祖国との関係をどう考えるか」という論点については、被告である日本国政府の主張のおかしさが指摘されています。教育基本法第16条の「不当な支配の禁止」条項は戦前、大日本帝国政府が国民を戦争に総動員するために愛国教育を徹底し、その中で個別学校における教師や児童・生徒の思想統制が行われた反省から、教育に対する行政の介入を禁止するために制定されたものです。そのため、これまでの裁判でこの条項に関わる論点は「日の丸・君が代」訴訟や「こころとからだの学習」

作成： USMへおもへ
ウリハッショサポートメンバーズ

裁判などで出現してきました。日本国政府は朝鮮学校を含む外国人学校に対しては一切の保障をしてこなかったため、当該学校は各民族団体や祖国の支援を受けながら運営されてきました。このような民族学校と民族団体・祖国との関係に対して「不当な支配の禁止」条項を持ち出すことは、立法趣旨から考えて予定されていません。

なお、被告である日本国政府が主張の根拠としている産経新聞の記事については、内容が事実であるならば、学校の設置認可権限を有する地方自治体首長が当該学校法人に対して調査を行うなど取るべき他の措置があることを指摘しています。さらに、日本の私立学校における就学支援金不正流用のように大きく取り扱われるべきところが、産経新聞以外取り扱っていないことから、その事実性に対しても疑問を呈しています。



◆ 報告集会

報告集会では、上記意見書の内容を含む、口頭弁論の様子が報告されました。また、弁護団より今後の立証計画も報告されました。その後、原告番号6番の方からの手紙も披露されました。愛知朝鮮中高級学校からは高校2年生のトンム（生徒）たちが駆けつけ、代表2名の挨拶と全員での校歌合唱が行われました。こちらも、口頭弁論と同様、初参加の方が多く、愛知朝高生の存在も相まって、非常にフレッシュな報告集会となりました。

